

一般社団法人北房観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人北房観光協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、岡山県真庭市に主たる事務所を置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 本協会は、真庭市北房地域の観光事業の向上発展を図り、あわせて地域住民の文化向上と地域産業の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び観光宣伝
- (2) 観光資源の開発及び調査研究
- (3) 宿泊、観光施設の案内紹介
- (4) 特産品の開発及び改善指導
- (5) 観光施設の整備及び管理運営
- (6) 観光商品の企画、開発、販売事業
- (7) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (8) 観光ガイド及び観光人材の育成
- (9) 経営コンサルタント事業
- (10) 飲食店の経営
- (11) 宿泊施設の経営
- (12) 観光土産品その他地域特産品の販売
- (13) 酒類の販売
- (14) 文化振興、地域振興に関する事業
- (15) 前各号に附帯又は関連する事業

第2章 会員

(種別)

第4条 本協会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 本協会に特に功労のあったもので、総会の議決をもって推薦されたもの

(入会)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本協会所定の入会申込書（以下、「申込書」という。）により申込をし、会長の承認を得るものとする。

- 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対して権利を行使する者（1名に限る。以下、「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費等の負担及び会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、本協会の目的を達成するために必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1カ月以上前に本協会に対して書面により予告をするものとする。

(除名)

第9条 本協会の会員が、本協会の名誉を毀損する、もしくは本協会の目的に反する行為をする、もしくは社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納められた会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 本協会の総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 正会員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会費の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(代理)

第15条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び本協会職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 本協会の用務により出張した場合、費用弁償として旅費（総会又は理事会に出席した場合における旅費を除く。）を支給することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

(顧問)

第27条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、観光事業等に見識を有する者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に対し意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、その委嘱をした会長の任期と同一とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、当該議事録に署名若しくは記名押印する。

第6章 会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号に掲げる書類については、理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、通常総会への報告に代えて、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受等)

第37条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、社員総会において承認を得なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも前項と同様とする。

(剰余金の分配の制限)

第38条 本協会は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議によって定める。

(書類及び帳簿等の備え置き)

第43条 本協会の事務局に、次の書類及び帳簿等を備え置かなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿等を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 役員及び会員の名簿
 - (3) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
 - (4) 会計帳簿及びその関連資料
 - (5) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
 - (6) 前号の監査報告書
 - (7) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる書類にあつては、常に最新の状態に更新しておかなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、事業年度終了後10年間、同項第5号及び第6号に掲げるものについては、事業年度終了後5年間、同項第7号に掲げる喪については、その他法令に定める期間、備え置かなければならない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第45条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、官報に掲載してする。

第11章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第49条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から令和2年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この定款の全文改正は、令和元年11月1日から施行する。